

～私立高等学校の就学を支援する各種制度のご案内～
(兵庫県にお住まいの保護者様へ)



兵庫県では、3つの給付制度で 高校生の就学を支援します。

年収約 590 万円未満世帯の場合、年間 約 41 万円 の支給(返還不要)

1 制度の概要(対象者の要件等)

令和3年度版

令和4年度の内容は現時点では未定

要件等	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助	3 奨学給付金
居住	保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に居住していること	保護者が、各年度 10 月 1 日時点で兵庫県内に居住していること	保護者が、各年度 7 月 1 日時点で兵庫県内に居住していること
在籍	各月 1 日時点	各年度 10 月 1 日時点	各年度 7 月 1 日時点
年収(目安)	約 910 万円未満の世帯	約 910 万円未満の世帯	・生活保護世帯 ・年収約 270 万円未満の世帯(住民税所得割非課税)
申請時期	4 月の入学時	毎年 7 月ごろ	毎年 7 月ごろ

2 支給額(年額)

令和3年度 県内私立全日制高等学校生の金額です。

世帯年収目安(※1) (保護者の合算)	授業料に対する支援			授業料以外に対する支援
	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助	合計(※2)	3 奨学給付金(※3)
年収 270 万円未満程度	396,000 円	12,000 円	408,000 円	52,600 円～150,000 円
年収 270 万～590 万円程度	396,000 円	12,000 円	408,000 円	—
年収 590 万～730 万円程度	118,800 円	100,000 円	218,800 円	—
年収 730 万～910 万円程度	118,800 円	50,000 円	168,800 円	—

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。所得判定基準の確認方法は、裏面を参照してください。

※2 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。

また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります。

【モデル事例：年間の納付金※(授業料(408,000円以上)+施設整備費等)が500,000円の場合】

92,000 円

年収 590 万円程度まで

国+県の補助(408,000円)

保護者負担

年収 590 万～730 万円程度まで

国+県の補助(218,800円)

保護者負担(281,200円)

年収 730 万～910 万円程度まで

国+県の補助(168,800円)

保護者負担(331,200円)

※年間の納付金は学校により異なります。別途、入学時納付金(平均30万円程度)が必要です。

※3 奨学給付金の支給額

世帯状況	支給額(奨学給付金)
生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600 円
非課税世帯(第1子)	129,600 円
非課税世帯(第2子以降)	150,000 円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

